様式第46号（第24条関係）

|  |
| --- |
| 滞納処分の執行停止取消通知書 |
| 年　　月　　日住（居）所（所在地）氏名（名称）　　殿村長　　　　　　　　年　　月　　日付であなたの滞納金額については、滞納処分の執行を停止していましたが、本日付で執行停止を取り消しましたから、下記の滞納金額は　　月　　日までに納付（納入）してください。 |
| 執行停止取消額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 滞納処分費 |
|  |  | ・・ | ・・ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  |  |  |  |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  |  |  |  |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  |  |  |  |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |
| 根拠条文　　地方税法第15条の8 |
| 取消の理由 |  |
| 注意 | 1　上記の滞納金額を納付（納入）させるときは、　　　　年　　月　　日から納付（納入）する日までの期間に応じ，当該税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（納期限（更正、決定、修正申告書の提出があったものは申告納付（納入）すべきであった納期限までの期間、又はこの納付（納入）すべき納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した額の延滞金額を上記の延滞金額の欄に掲げた金額に加算して納付（納入）してください。ただし、計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨ててください。2　この通知に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により村長に審査請求をすることができます。 |